

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の背景

本市では、「いわき市高齢者保健福祉計画」に基づき、各種施策の推進を図っています。高齢者保健福祉計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、市が策定する3か年計画であり、本市の高齢者保健福祉施策の基本方針や施策体系を定めるほか、介護保険第1号被保険者保険料の算定根拠となる介護保険サービス給付費の見込みや、介護保険サービス基盤の整備目標等を定めた行政計画です。

これまでの第7次計画は平成29年度をもって終了したことから、本市では平成30年度からの3か年を計画期間とする第8次計画を策定しました。なお、本市では、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することを目指しており、第7次計画を「地域包括ケアシステム」構築のための取組みを本格化していく計画と位置づけていました。第8次計画においては、これまでの取組みを継承し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図っていきます。

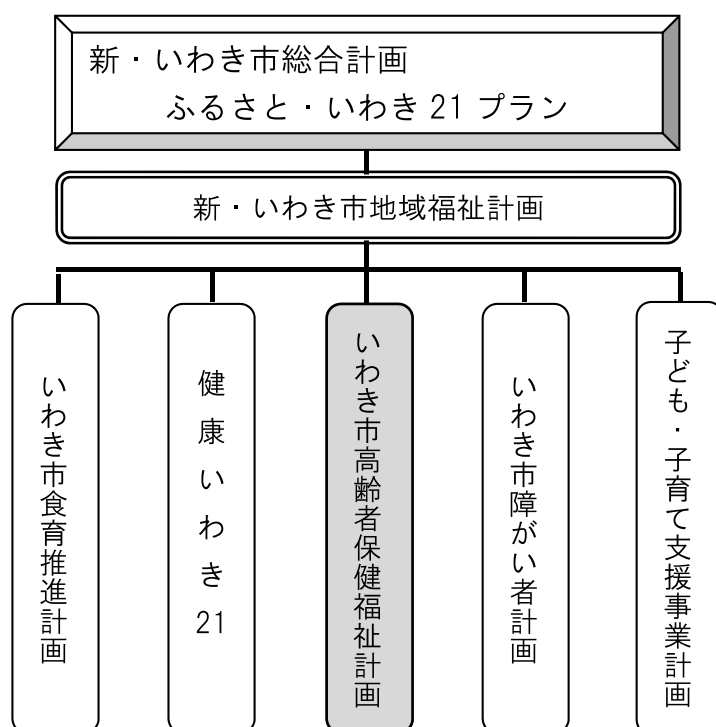
また、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。

2 法令等の根拠

本計画は、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び「介護保険法」（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定するものです。

また、上位計画である「新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき21プラン）」、「新・いわき市地域福祉計画」をはじめ、関連計画と調和が取れたものとします。

図1-2-1 本計画と関連する計画



3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項により、3年を1期とすることが求められていることから、本計画の計画期間は平成30年度からの3年間となります。

図1-3-1 本計画の計画期間

